

不法就労・不法滞在防止に向けた ご理解とご協力をお願いします

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう

外国人を雇用する際は、在留カードの記載事項を確認してください。

その際は、在留カードのコピーや画像ではなく、必ず、**実物を確認**してください。

主な確認事項は、

- 「在留期間」
- 「就労制限の有無」
- 「資格外活動許可欄」

です。

また、「被面接者と顔写真との同一性」や「生年月日や住所が間違いなく言えるか」などを確認することも有効です。

不法就労は、不法就労した外国人だけでなく、**就労させた事業主も処罰の対象**となることがありますので、必ず、在留カードやパスポートを確認してください。

※ 確認に当たっては、出入国在留管理庁がパソコン端末やスマートフォン端末へ無料で提供しているアプリ「在留カード等読取アプリケーション」を活用ください。

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします

一部の不良外国人と日本人が結託した

○就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は、不法就労を斡旋する不法就労助長

○日本国内で長期滞在・就労するため、日本人との結婚を装って「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する偽装結婚

○海外輸出を目的とした自動車盗や金属盗

などの犯罪が発生しています。

皆さんの周りで、このような犯罪に関する情報があれば、最寄りの交番や警察署に情報提供をお願いします。

福岡県西警察署

連絡先：８０５－６１１０